

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省老健局高齢者支援課

1. 改正の趣旨

- 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）に規定する介護サービス事業者が都道府県知事へ報告すべき事項について、高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進の観点から、所要の改正を行う。
- あわせて、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護保険法に規定する混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員について、当該事業が行われる特定施設の入居定員の 7 割以内とされているところ、地域の実情に応じて設定することができるよう、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

① 老人福祉法施行規則の一部改正

- 老人福祉法施行規則別表に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事に報告すべき事項に、以下の事項を追加する。
 - ・ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
 - ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
 - ・ 安全管理及び衛生管理のための取組の状況

② 介護保険法施行規則の一部改正

- 介護保険法施行規則別表第二に規定する介護サービス事業者が都道府県知事に報告すべき事項のうち、全てのサービスにおいて報告すべき共通事項として、以下の事項を追加する。
 - ・ 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
 - ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為等の適正化のための取組の状況
- 介護保険法施行規則第 126 条の 5 に規定する混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員は、当該事業が行われる特定施設の入居定員に当該特定施設における要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実情に応じて都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

3. 根拠条項

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 11 項
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 5 項並びに第 115 条の 35 第 1 項及び第 3 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 8 月上旬（予定）
- 施行期日：公布日